

2016年2月5日

第28回ガスシステム改革小委員会 提出意見

「都市ガス料金における料金規制経過措置」に関わる意見

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事・環境委員長 大石美奈子
日本生活協同組合連合会
組合員活動部部長 二村 睦子

はじめに

昨年1月の『ガスシステム改革小委員会報告書』に「小売全面自由化の実施により、新たに2,400万軒を超える一般家庭と120万軒を超える事業所等が都市ガスの供給サービスを受ける事業者を自由に選択できるようになる」とあります。この報告書にもあるように、都市ガスの小売全面自由化は、「都市ガス同士の競争により、小売事業者の選択が可能な状態」と全国の一般消費者は理解しています。

実際の場面で考えても、都市ガスを利用している一般の家庭が他の燃料に乗り換えるためには多大な転換コストがかかるのであり、複数の都市ガス小売事業者から選択できる状態であれば、競争状態にあるとは言えません。都市ガス小売事業者どうしの競争が起きていない状態で料金規制経過措置を解除することは、消費者の立場からは、事実上の「規制なき独占」状態です。これは、電力会社などが参入の意向を示している大都市部を除く地方都市や、新規参入による都市ガスの競争が見込めない少量消費家庭においても同様です。

特に集合住宅や賃貸住宅のように、LPガスなど他燃料への転換について消費者の選択の余地が事実上ない場合には、消費者は既存小売事業者の恣意的な料金値上げを受け入れざるをえない状況となります。この場合には、こうした選択の余地のない消費者に、競争の激しい需要分野や他事業のコストを転嫁される可能性すらあります。

また、都市ガスの最終保障供給の料金水準は、標準的な都市ガス料金の1.2倍程度となることが検討されており、そうした点からも、適正な都市ガス小売料金の維持制度は、消費者にとって重要な論点です。

都市ガス料金における料金規制経過措置の取り扱いは、多くの消費者にとって極めて不安で切実な問題です。そうした立場から、都市ガス小売自由化に当たっての料金規制経過措置に関わって、以下具体的な制度設計を提案いたします。

これまで消費者団体は、料金規制のないLPガスについて、料金の公平性・透明性についての問題提起を行ってきました。この度LPガスの流通問題に関してワーキンググループが設けられ、「値上げ時の透明性」など料金のあり方について論議されることとなりました。今般のガスシステム改革においても、消費者の願いである料金の公平性・透明性・納得性が確保されることを強く望むものです。

1. 料金規制経過措置の既存小売事業者の対象基準について

[基本的な考え方]

- 公営の既存小売事業者は、地方公営企業法やコスト情報公開など議会による監視機能があるため、料金規制経過措置は不要と考えます。
- 私営の都市ガス事業者の場合は、家庭用都市ガスにおいて都市ガス小売事業者同士の競争的市場環境の有無を、料金規制経過措置の指定基準の大前提とすべきだと考えます。一般家庭の消費者の場合、都市ガスから他燃料への転換には多大な転換コストがかかるため、都市ガスを供給する複数の小売事業者から選択できる状態を「競争状態」と考えるべきです。
- 事務局提案による託送供給料金の「簡易な審査」は、鉄道運賃のヤードスティック査定を参考に設計されています。鉄道の場合、バスや自家用車との競争がある中でも上限価格規制がかけられていることを踏まえるならば、LPガスやオール電化との競争があったとしても、都市ガス同士の競争がない場合は、下記の基準が検証されるまでは上限価格規制(都市ガスでは、料金規制経過措置)を残すべきと考えます。
- なお、都市ガス同士の競争が見込めない既存小売事業者について、ガス導管の普及度合いによっては、消費者負担(敷地内都市ガス引込み負担の有無)がLPガスやオール電化との間で選択容易性の格差になる場合もありうると思います。そのような場合には、他燃料との競争実態を指定基準とすることも考えられます。具体的には、新築住宅の多くが都市ガスでない状況や、都市ガス利用世帯の継続的な減少がある状況です。このような場合には、経過措置を解除することもできると考えます。なお、この場合は、原則として(事業者ごとではなく)市区町村単位別に指定基準を設けるべきと考えます。

[制度の具体案]

- 私営の既存小売事業者について、以下の3点のいずれかの基準を満たせば、料金規制経過措置は不要とします。
 - (1) 都市ガス事業者の供給区域内において、家庭用の都市ガス供給への新規参入者(既存小売事業者の関連や出資会社を除く)が2事業者以上存在すること。ただし、行政区当たり需要家数が15万件以上の既存小売事業者9社(現行の料金審査におけるヤードスティック的査定区分における大規模事業者)の場合は3事業者以上存在すること。そのうえで、都市ガス利用世帯における既存都市ガス事業者の割合が一定割合を下回ること。
 - (2) 戸別の請求書に託送料金を区分表示して、家庭用への新規都市ガス参入の希望がある事業者(既存小売事業者の出資や関係会社を除く)にガス製造または卸受ガス価格相当額で家庭用販売量の3割を上限とした都市ガスの卸売の条件を公表し、既存都市ガス事業者の供給区域全体で下記①と②の両要件を満たすこと。この基準を満たせば、新規参入がなくても既存小売事業者単位で料金規制経過措置を不要とします。
 - (3) 都市ガス事業者の供給区域の市区町村において、下記の①と②の両要件を満たした場合は、市区町村単位で料金規制経過措置を不要とします。

(料金規制解除のための基準案)

- ① 単年度で既存小売事業者の供給区域内家庭用普及率(供給計画記載)による都市ガス世帯が50%未満であること。
- ② 新增設住宅件数における既存小売事業者の都市ガス件数が50%未満であること。または供給計画において都市ガス家庭用世帯が純減(新規都市ガス増－他燃料転換減)する状態が3ヶ年連続していること。

なお、上記①②は、都市ガス事業者が供給計画の一部として提出している普及計画データ等で実証的に示すこととします。

2. 既存小売事業者の料金規制経過措置解除の手続きについて

□既存小売事業者は、電力ガス取引監視等委員会に対して、都市ガスの新規参入状況、あるいは市区町村地域別に競争状態にあることを示す現行の供給計画の普及計画一覧に競争状態を挙証する資料を添付して申請し、委員会がこれを審査した上で、1. の基準に照らして、事業者または当該地域(市区町村単位の場合)の料金規制経過措置を解除することとします。

3. 既存小売事業者の料金規制経過措置期間中の対応について

- 既存小売事業者には、料金規制の経過措置期間中でも、事業者独自の自由料金の設定を認めると共に、経済産業省による厳格な総括原価査定と社会的弱者への配慮を条件に、少量都市ガス料金表における適正な原価回収を認めることとします。
- また一定の小規模な既存都市ガス小売事業者の規制料金値上げ申請については、総括原価方式を前提とし、例えば簡易ガス事業者と同様の簡易かつ弾力的な措置を検討します。

[提案理由]

□料金規制の経過措置期間中においても、この間の審議の中で、都市ガス事業者から出されている意見を踏まえ、公正で透明な手続きを前提としつつ、事業者の実情を踏まえた一定の緩和策の検討はありえると考えます。

4. 既存小売事業者の料金規制撤廃後の措置について

[基本的な考え方]

□料金規制を撤廃した後については、料金値上げの実態と合理性を点検・監視するしくみを予め用意しておくことが必要です。

[措置の具体案]

- 既存小売事業者が、その供給区域内で過半以上の家庭消費者に供給している場合は、「家庭用ガス料金価格表」及び現行の都市ガス料金改定で使用する「標準家庭ガス料金」の公表を義務付けます。なお、消費者が比較可能なように、経済産業大臣は、全てのガス小売事業者には「標準家庭ガス料金」を公表しない場合は『問題のある行為』として、改善命令の対象とすることとします。
- 既存小売事業者は、あらかじめ契約した原料費調整制度や租税公課など他律的な要因以外で標準家庭ガス料金の値上げをする場合には、消費者が他の都市ガス小売事業者への変更を考慮する猶予期間として2か月前に、既存消費者全戸に値上げ額や値上率及びコスト増のデータを書面で交付することとします。
- 電力ガス取引監視等委員会は、上記の標準家庭ガス料金の値上げ動向を監視し、その妥当性に関する客観的な基準を設けて検証すべきです。また、一定の基準を設けて料金規制の経過措置に戻すなどの事後規制の導入が必要です。例えば標準料金について2割以上の値上げをする、合理的な説明がなく値上げをする、値上げの際の消費者への周知が行われななどのケースが考えられます。

[提案理由]

- 自由市場においては、常に競争状況が変化します。料金規制の経過措置の廃止時に競争状態にあったとしても、その後、競争による淘汰の結果、独占状態に戻る危険性やLPガス取引のように値上げに関する消費者苦情が増大することもあるので、料金規制経過措置の廃止後も一定の措置を行使できることが必要であると考えます。

以上